

## 令和6年度 第2回大阪府河川整備審議会 議事要旨

日時 : 令和6年8月26日(月曜日) 10:00~12:17  
場所 : 大阪府西大阪治水事務所 1階会議室  
出席者 : (委員) 大久保委員、岡井委員、川池委員、小林委員、菅委員、中桐委員、中村委員、平松委員 計8名 (欠席) 荒木委員

### 内容

- (1) 淀川水系西大阪ブロックの河川整備の事業評価について
  - ・本日までの審議をもって「府の対応方針(案)は適切」との答申をいただいた。
- (2) 淀川水系淀川左岸ブロック穂谷川の河川整備の事業評価について
  - ・淀川水系淀川左岸ブロック穂谷川の事業評価について、対応方針等の説明を行った。
- (3) 淀川水系淀川右岸ブロック芥川、檜尾川、東檜尾川の河川整備の事業評価について
  - ・淀川水系淀川右岸ブロック芥川、檜尾川、東檜尾川の事業評価について、対応方針等の説明を行った。

### 概要 : [以下、○委員 ●事務局]

#### (1) 淀川水系西大阪ブロックの河川整備の事業評価について

- 意見総数は10通であるが、公式Xでの閲覧数は約4,600となっている。意見はどのような方法で届いたものが多かったのか。また、どのような方法で意見募集の周知を行っているのか。
- 10通の意見はいずれも意見箱に投函されたものである。周知方法については、大阪府の関係事務所や区・市役所窓口での意見箱の設置に加え、大阪府のホームページや公式Xでの掲載である。
- 市・区の防災関係部署などに意見募集の呼びかけなどは行っているのか。
- 呼びかけは行っている。
- 今回の府民意見募集結果を記載した審議資料について、防災上重要な情報も記載されていることから、ホームページへの掲載等だけでなく、図書館などにも配架してはどうか。
- 府民意見募集結果については、審議会での説明及び審議会資料としてホームページで公開することが府の運用の方針となっているため、防災関係の情報を知ってもらう取組の中で、取扱いについて検討する。
- 現在の計画を超える規模の災害が発生する場合があるため、府民の避難等の協力が必要ということが伝わる文章に修正してはどうか。
- 現在の施設設計の考え方を示した上で、計画を超える規模の災害が発生した場合は府民の方々に迅速な避難行動をとっていただくことで命を守ることができるということが伝わるよう修正する。
- 本審議会に提出された資料と説明の範囲において、これまでの審議をもって、府の対審議会として「府の対応方針(案)は適切」とであると判断し、その旨を答申とする。

#### (2) 淀川水系淀川左岸ブロック穂谷川の河川整備の事業評価について

- 魚道の形式が各所で異なっているが、その理由とそれぞれの魚道の効果はどうか。
- 魚道は上下流の生物移動の連続性確保という基本方針の下で、落差工を改築する際に、各河川での対象魚種に応じて形状を選定している。形状については、設計当時の知見などを参考としているため、場所ごとに異なっている。また、効果検証については、現時点では不十分などところがあるため、今後継続的にモニタリング等を行う。
- 魚類の生息環境について、影響が見られないと判断した根拠は。
- 全体の個体数や確認種数から影響が見られないと記載しているが、タモロコといった重要種が最近の調査で確認できていないという結果もあるため、記載については修正する。
- 仮設工を大型どのうから矢板に変更しているが、大型土のうでの施工が一般的なものか。計画時点から矢板にする必要があったのではないか。
- 穂谷川のような中小河川での護岸工事の仮設工は大型土のうで行うことが一般的であり、地質や現場状況に応じて変更している。
- コミュニティタイムラインの作成など防災活動の取組みと、アドプト・リバーなどの日々の河

川活動団体との連携は行われているのか。

- 穂谷川流域においては、アドプト団体は美化活動を主として活動しているため、現状は防災活動との連携は行われていないが、今後、連携についても検討する。
- 公園などと連続している河道については、植生の復元の取組についても検討いただきたい。
- 山田池公園周辺では、植生復元が可能な護岸整備を実施した箇所があり、河道と一体的に整備可能な箇所については、今後も検討していく。
- 穂谷川では砂洲が形成されている箇所が多い印象を受けたが、流下能力という観点でも維持管理をしているのか。
- 大阪府では管理河川の堆積土砂について、定期的に調査を実施しており、堆積率や背後地への影響を考慮して優先順位をつけながら維持管理を実施している。

### (3) 淀川水系淀川右岸ブロック芥川、檜尾川、東檜尾川の河川整備の事業評価について

- P. 6 の図面について、整備が完了している区間で破堤が発生している理由は。また、P. 9 の図面と P. 6 の図面の浸水状況が異なっている理由は。
- P. 6 の図面については、平成 17 年からの整備を実施する前（事業着手前）のリスク図であるため、破堤点がある。また、P. 9 の図面と P. 6 の図面は降雨の確率規模が異なっているため、浸水状況が異なっている。
- 浸水リスクのある地域の世帯数が増えている。リスクを下げるために事業を実施していることと矛盾した状況になっているため対策はとれないか。
- 河川管理者としては、リスク周知に努めているところ。また、市町村の立地適正化計画における居住誘導区域の設定にあたり、浸水リスクの大きい地区を除外するなど、まちづくり部局と情報共有しながら誘導策を進めているところである。
- 檜尾川と東檜尾川の氾濫解析は背水の影響を考慮するために檜尾川流域として解析を実施しているのか。
- そのとおりである。